

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故等番号 | 2012門第57号 |
| 事故等種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 不明（平成24年2月14日 21時00分～22時00分ごろの間） |
| 発生場所 | 宮崎県川南町川南漁港 川南町所在の川南港東防波堤灯台から真方位350° 270m付近 （概位 北緯32° 10.2′ 東経131° 33.3′） |
| 事故等調査の経過 | 平成24年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 押船 第十八幸洋丸、19トン 291-36693 宮崎、株式会社幸洋建設工業 B 台船 第三幸洋、長さ55m、幅20m なし、株式会社幸洋建設工業 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A プロペラ翼に曲損 B 船底外板に凹損 |
| 事故等の経過 | A船は、船長Aほか5人が乗り組み、作業員5～6人を乗せ、B船の船尾凹部にA船の船首を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、川南漁港の北防波堤の外側から東北東方に突き出るように築造中の防砂堤（以下「本件防砂堤」という。）の型枠工事に従事していた。 船長Aは、B船の船首両舷から北防波堤に係留索を取るとともに、B船の船尾両舷から錨を北東方の海中に投じて本件防砂堤の北側で停泊し、コンクリート打設作業を朝から夕刻まで行い、最新の天気予報を入手していなかったが、天気は大丈夫だろうと考え、深夜に開始予定の仕上げ作業まで、その場で待機することとした。 船長Aは、北寄りの風波が強くなってきたので、川南漁港の防波堤の内側に移動することとし、B船の船首両舷から取った係留索を放してB船のバウスラストを使用しながら、船尾両舷の錨を揚錨中、平成24年2月14日21時00分～22時00分ごろ、A船押船列は、本件防砂堤先端の周囲に設置された消波ブロックに乗り揚げた。 A船押船列は、揚錨を続けて離礁し、自力で川南漁港の防波堤の内側に移動した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 5 |

| | |
|--|---|
| | <p>海象：波高 約 1.5～2.0m、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>2月14日16時12分宮崎県西都地区及び高鍋地区に強風注意報が発表されていた。</p> |
| その他の事項 | <p>船長Aは、作業員からA船押船列が工事現場で待機すれば、休憩場所になるので助かると言われていた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船押船列は、川南漁港で本件防砂堤の築造工事に従事中、深夜に開始予定の仕上げ作業まで本件防砂堤の北側に停泊する際、船長Aが、最新の気象情報を入手していなかったが、天気は大丈夫だと思って停泊を続けたことから、風波が強くなったので防波堤の内側に移動しようとして揚錨していたところ、21時00分ごろ～22時00分ごろの間において、圧流されて本件防砂堤先端の周囲に設置された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、A船押船列が、川南漁港で本件防砂堤の北側で停泊する際、船長Aが、最新の気象情報を入手していなかったが、天気は大丈夫だと思って停泊を続けたため、風波が強くなったので防波堤の内側に移動しようとして揚錨していたところ、圧流されて本件防砂堤先端の周囲に設置された消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防砂堤等の築造工事に従事し、風波が強くなると乗り揚げの虞があるところで停泊する場合、安全な所に移動する時機を失することのないよう、常に最新の気象情報を入手して注意すること。 |